

# 美濃加茂市個人情報保護条例改正案の概要

平成29年10月  
美濃加茂市総務部総務課

## 美濃加茂市個人情報保護条例改正に関する「パブリックコメント」の実施について

国においては、改正個人情報保護法が、平成27年9月に、改正行政機関個人情報保護法が、平成28年5月に、それぞれ公布され、本年5月に施行となりました。これは、平成17年に個人情報保護法が全面施行されて以来の大きな改正となっています。

そのポイントは、①個人情報の定義の明確化、②要配慮個人情報（※1）の取扱い、③個人情報に関する開示の取扱い及び④非識別加工情報（※2）の取扱い等となっています。

本市では、基本的に、今回の法改正に合わせた条例改正を予定していますが、その前提として、特に、下記の点において、広く市民の皆さんから意見をいただきたいと思っております。

### 記

#### 1 個人情報の定義の明確化

国の法改正に合わせて、個人情報の定義を明確にします。現在、規定されていない、音声・動作等により特定の個人を識別できる情報等社会状況等の変化により、保護することが必要なものを追加する予定です。

#### 2 要配慮個人情報の取扱い

国の法律では、要配慮個人情報に関する収集制限の規定はありませんが、本市の現行条例では、既に、収集制限をしており（法令等により、別に規定されているものは除く。）、この点については継続する予定です。

#### 3 個人情報に関する開示の取扱い

個人情報について、開示請求があった場合に、開示・部分開示・不開示の対応となりますが、国の法律では存否応答拒否も含まれています。例えば、DV被害者を保護するためにも、今回は、本市の条例にこの規定を加えます。また、開示請求文書の中に、請求者以外の個人情報が含まれている場合は、国の法律に合わせて、その個人の権利利益を害する「おそれ」のある場合に、不開示とする予定です。

#### 4 非識別加工情報の取扱い

情報通信技術の飛躍的な発展により、いわゆるビッグデータの利活用が期待され、国の法改正ではこの点を踏まえて、非識別加工情報の活用を規定し、国の機関では請求があればデータの提供等を行う必要が生じてきました。本市においても、この有益性については十分に理解しているところですが、今回は、識別基準が不明確である等時期尚早であると考え、引き続き、技術面も含めて研究を継続しますが、当面、見送る予定です。

※なお、この点については、ほとんどの自治体が見送る傾向にあります。

- ※1 要配慮個人情報・・・個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法において、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報として新たに定義され、取扱いに関する規定が整備されたものです。
- ※2 非識別加工情報・・・特定の個人を識別することができないように個人情報を加工した情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたものです。

所管：総務部総務課（法令係）〔内線：273〕